

事前了解の権限を含む原発の安全協定締結等を求める質問・要望書

岐阜県知事 古田 肇様

揖斐川町長 富田和弘様

2018年8月10日 避難計画を案ずる関西連絡会

【要望事項】

1. 敦賀原発・美浜原発について、立地市町と同等の「事前了解の権限」を含む安全協定を求めてください。
2. 住民の安全を守るため、安定ヨウ素剤の事前配布を実施してください。

日頃は岐阜県民、揖斐川町民の安全のためにご尽力いただきありがとうございます。私たちは、福島原発事故の教訓から、二度と原発事故を繰り返してはならないとの強い思いで、原発事故時の避難計画を案じ、計画の実効性や安全性問題について調査・研究し、避難元と避難先の自治体に情報を伝えたり、再稼働に反対する要望活動等を行っている関西の市民団体です。

今回は、敦賀原発と美浜原発の安全協定という関西と共通の問題があり、また、原発事故時のシミュレーションや避難計画等について関西の状況もお伝えするために訪問しています。

ご存知のように、日本原子力発電（株）は今年3月29日、東海第二原発の再稼働・40年超えの運転延長に際し、立地自治体の東海村に加え、水戸市など30km圏の周辺5市にも「実質的な事前了解権」を認めた新たな安全協定を結びました。UPZ自治体に事前了解の権限が認められたのは、初めてのことです〔資料1 東海第二原発の新安全協定概要〕。

これを機に、福井と関西の市民団体は、各自治体に対して立地並みの安全協定を求めて申入れを続けています。滋賀県、京都府、鳥取県等のUPZ自治体では、事前了解の権限を含む安全協定の改定を求め、滋賀県等では電力会社との協議も始まっています。

福島原発事故の被害が示しているように、被害は甚大で広範囲に及びます。岐阜県が実施したシミュレーションでは、UPZの揖斐川町はもとより、実効線量で年100mSv以上、国の避難の基準である年20mSvを超える地域は県内で広範囲に及んでいます。

敦賀原発のUPZを含む避難対象人口は、福井県・滋賀県・岐阜県で42万人以上にもなり、琵琶湖が汚染されれば、関西一円1,450万人に甚大な影響が及びます〔資料2〕。

それにもかかわらず、原発の再稼働に同意するか否かの権限は立地市町と福井県に限られ、理不尽な状況が続いています。さらに、UPZ圏内でも「立地」「隣接」「隣々接」と、原発との位置関係で安全協定の内容に大きな格差があります。

揖斐川町は敦賀原発の「隣々接」となりますが、敦賀原発のUPZ内「隣々接」自治体で、安全協定を結んでいないのは岐阜県と揖斐川町だけです。東海第二原発の新協定で、「隣々接」の水戸市にも事前了解の権限が認められている状況と比べると、同じ日本原電でありながら、あまりにも大きく違っています。

とりわけ、敦賀原発2号機近傍には浦底断層があり、さらに敷地内の破碎帯は活断層だと

規制委員会の有識者会合が結論を出しています。美浜3号機はすでに建設から40年を超えた老朽原発です。東電福島原発事故を教訓にするならば、一刻も早くすべての原発を廃炉にするべきです。住民の安全を守るために、UPZ圏や事故による甚大な影響が予想される地域は立地自治体並みの安全協定を結び、住民の声を反映させることを強く要望します。

要望事項と以下の質問にご回答ください。

【質問】

1. 安全協定について

岐阜県と揖斐川町は、電力会社との安全協定を結んでいません。岐阜県は各電力会社に「異常時の通報連絡、平常時における情報交換」^{※1}を要請し、定期的に意見交換会を実施しています。しかしここには、再稼働や施設の変更に関する事前了解、立入調査・現地確認等の権限についての取り決めはありません。

また、意見交換会は住民の参加・傍聴はできず、県と電力会社の意見交換で、資料がHPで公開されるだけで、議事録もありません。例えば、滋賀県では、住民も傍聴できる全市町が参加する協議会（滋賀県原子力安全対策連絡協議会）等があります。

安全協定は、電力会社によってその内容も違ってきます。東海第二原発の従来からある協定では、隣々接を含む6市村全てに立入調査の権限があり、立地以外の自治体に多くの権限が認められています[資料3 安全協定比較]。また、島根原発の場合は「隣々接」の鳥取県米子市にも「隣々接」と同等の権限が認められています（施設の変更等の報告、現地確認等）。また、伊方原発では「隣々接」の西予市・大洲市には、愛媛県に立入調査を要請できる権限等が認められています。

- ① 安全協定を結んでこなかったのはなぜですか。
- ② 東海第二原発の新安全協定を踏まえて、日本原電や関電と安全協定締結の議論はされていますか。
- ③ 他府県（例えば隣県の滋賀県）と、安全協定の締結や改定について情報交換や話し合い等はされていますか。
- ④ 住民の安全を守るためには、事前了解の権限を含む安全協定が必要ではないですか。

2. 岐阜県の放射性物質拡散予測（シミュレーション）について

岐阜県では、2012年に詳細なシミュレーションを実施し、それを基に、UPZのみならず原子力防災の対策強化地域を定め、「広域避難方針」^{※2}等を策定しています。岐阜県のシミュレーションの内容等については、福井や関西の自治体にも紹介しています。

※1 原子力事業者からの通報連絡並びに平常時の情報交換（岐阜県）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/genshiryoku/>

※2 「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」 改正 2018年3月28日

http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/bosai/genshiryoku/index.data/300328_wide_area_evacuation.pdf

関西では、滋賀県は 2011 年に、兵庫県は 2013 年と 2014 年に独自にシミュレーションを実施し、また京都府は今年度初めてシミュレーションを実施することになっています。滋賀県ではその結果を基に、「滋賀県版 U P Z」を定め、避難や安定ヨウ素剤の配布地域等を決めています。

- (1) シミュレーションにかかった費用はどれくらいでしたか。
- (2) 関西のシミュレーションでは、実効線量の積算量は、滋賀県の場合 24 時間、兵庫県の場合は 7 日間となっています。岐阜県の場合は、年間で 10~20mSv、20~100mSv、100mSv 以上を区分として表示されています。これを区分値としたのはなぜですか。
- (3) シミュレーションの作成前、作成中、作成後に、住民の意見を聞く説明会等はおもたれましたか。

3. 安定ヨウ素剤について

岐阜県の安定ヨウ素剤配布・服用の範囲は、U P Z の揖斐川町、甲状腺等価線量 50mSv/週以上、実効線量 100mSv/年以上、同じく 20mSv/年以上となっています（「広域避難方針」2 頁）。

- (1) 上記全体で、何人分の安定ヨウ素剤が必要ですか。その内、既に確保されているのはどれくらいですか。
- (2) 上記対象者分の備蓄は何か所で、どこですか。揖斐川町の場合は、どうなっていますか。
- (3) 規制庁のマニュアルでは保育所、学校、社会福祉施設などの避難弱者の施設でも備蓄するよう求めています [資料 4]。避難対象地域のこれら施設で備蓄されていますか。
- (4) 短時間の避難の混乱時に問診をしたり、医療従事者が配布場所に到着するのを待っていたのでは服用は遅くなります。早期に服用しなければ安定ヨウ素剤の効果は激減します。福島原発事故時には、県庁等に大量の安定ヨウ素剤が備蓄されていましたが、ほとんど住民に届くことはなく、福島の子どもたちには甲状腺がんが多発しています。
一方で、事前配布の取り組みは広がっています。U P Z 圏では松江市・米子市・境港市・ひたちなか市・長崎県松浦市の鷹島等で、また U P Z 圏外でも兵庫県篠山市で事前配布が実施されています。
これらを考慮すれば、事前配布を検討すべきではないですか。

安定ヨウ素剤の服用時期	効果
放射性ヨウ素にさらされる 24 時間前	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した 8 時間後	40%の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した 24 時間後	7%の抑制効果

表3 安定ヨウ素剤の服用時期と効果

4. 避難計画等について

岐阜県は独自のシミュレーションによって、揖斐川町・関ヶ原町・大垣市の一部を含む約 93,000 人が避難対象となっています（UPZと実効線量で 100mSv 以上の可能性がある地域）。

(1) モニタリングポストについて

岐阜県内には 11 基のモニタリングポストが設置されています（原子力規制庁委託 7 基と県単独の 4 基）。関西では、原子力規制庁委託分の多くは、 $10\mu\text{Sv/h}$ までしか測定できず、避難の役にたちません。

11 基のモニタリングポストは、避難の基準である $500\mu\text{Sv/h}$ 、 $20\mu\text{Sv/h}$ を測定できますか。

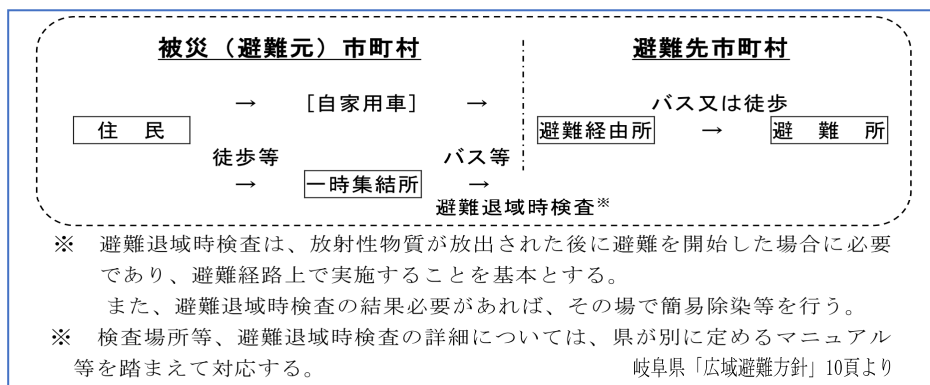
(2) 避難所等について

① 福井県・京都府・滋賀県では、県内・県外避難を含めて、一部地域を除いて、避難所は具体的にマッチングされています。

岐阜県の場合、避難対象者（約 93,000 人）の避難所は具体的に決まっていますか。

② 揖斐川町の場合、町の計画では町内の川上集会場（一次退避所）→中央公民館（避難所）となっています。他方、県の「広域避難方針」では、揖斐川町の避難先は美濃市となっています（「広域避難方針」資料編 1）。揖斐川町の避難先はどちらになるのですか。また、美濃市の場合、避難所は決まっていますか。

③ 避難時のスクリーニング（避難退域時検査）は「避難経路上で実施」となっています。場所は決まっていますか。揖斐川町、関ヶ原町、大垣市の場合、それぞれどこですか。



2018年8月10日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/
原発防災を考える兵庫の会/ 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

この件の連絡先：美浜の会

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3 階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581

